

	労 働 局 名	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数 徴収過大があった事業主数		徴 収 不 足 額 徴収過大額(△)
第3章 第1節 第6 厚生労働省	兵 庫	82	17	3	千円 3,245 △ 371
	鳥 取	58	8	6	1,668 △ 1,840
	島 根	56	9	3	5,132 △ 1,011
	山 口	62	7	2	4,223 △ 648
	徳 島	60	18	6	9,141 △ 1,704
	高 知	63	4	5	396 △ 233
	福 岡	74	22	4	4,481 △ 2,691
	佐 賀	61	7	2	916 △ 552
	計	1,131	251	80	105,724 △ 26,209

保険料・その他

(62) 健康保険及び厚生年金保険の保険料等の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの

所管、会計名及び科目	内閣府及び厚生労働省所管		
	年金特別会計		
	(健康勘定)	(款) 保険収入	(項) 保険料収入
	(厚生年金勘定)	(款) 保険収入	(項) 保険料収入
	(子ども・子育て支援勘定)		
		(款) 拠出金収入	(項) 事業主拠出金収入
部 局 等	厚生労働本省		
健康保険及び厚生年金保険の事業並びに拠出金の徴収に関する事務の一部を委任し、又は委託している相手方	日本年金機構		
保険料等納付義務者	688 事業主		
徴 収 不 足 額	健康保険保険料	368,614,938 円(平成 30 年度～令和 5 年度)	
	厚生年金保険保険料	522,210,624 円(平成 30 年度～令和 5 年度)	
	子ども・子育て拠出金	10,240,918 円(平成 30 年度～令和 5 年度)	
	計	901,066,480 円	

1 保険料等の概要

(1) 健康保険及び厚生年金保険並びに子ども・子育て拠出金

厚生労働省は、健康保険及び厚生年金保険の事業並びに子ども・子育て拠出金(以下「拠

出金]という。)の徴収に関する事務を所掌しており、当該事業等に関する事務の一部を日本年金機構(以下「機構」という。)に委任し、又は委託している。そして、機構は、同省の監督の下に、本部、312 年金事務所等において、当該委任され、又は委託された事務を実施している。

健康保険は、業務災害以外の疾病、負傷等に関して療養の給付、療養費の支給、傷病手当金の支給等を行う保険であり、常時一定人数以上の従業員を使用する事業所の従業員が被保険者となる。厚生年金保険は、老齢、死亡等に関して年金等の給付を行う保険であり、常時一定人数以上の従業員を使用する事業所の 70 歳未満の従業員が被保険者となる。また、拠出金は、児童手当の支給に要する費用、子どものための教育・保育給付に要する費用等に充てるために、厚生年金保険の被保険者を使用する事業所の事業主から徴収することとなっている。

そして、事業所に使用される従業員のうち、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者については、労働時間、労働日数等からみて当該事業所に常用的に使用されている場合等には被保険者とする事となっている。

(2) 保険料等の徴収

保険料は被保険者と事業所の事業主とが折半して負担し、また、拠出金は事業主が負担して、いずれも事業主が納付することとなっている。

そして、事業主は、年金事務所に対して、健康保険及び厚生年金保険に係る次の届け書を提出することとなっている。

- ① 新たに従業員を使用したときなどには、資格取得年月日、報酬月額等を記載した被保険者資格取得届
- ② 被保険者が退職等により資格を喪失したときには、資格喪失年月日等を記載した被保険者資格喪失届
- ③ 毎年 7 月には、同月 1 日現在において使用している被保険者の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額算定基礎届
- ④ 被保険者の報酬月額が所定の範囲以上に増減したときには、変更後の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額変更届
- ⑤ 賞与を支給したときには、被保険者の賞与額等を記載した被保険者賞与支払届

これらの届け書の提出を受けた年金事務所は、その記載内容を点検し確認するとともに、届け書に記載された被保険者の報酬月額に基づいて標準報酬月額^(注1)を、また、被保険者の賞与額に基づいて標準賞与額^(注2)を、それぞれ決定してこれらに保険料率又は拠出金率を乗じて得た額を保険料又は拠出金(以下、これらを合わせて「保険料等」という。)として算定している。厚生労働本省(以下「本省」という。)は、その算定した額を保険料等として調査し決定するなどして徴収している。

さらに、年金事務所は、必要に応じて、事業所に健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)等に基づく立入検査を行うなどして、被保険者の資格等について調査確認や指導を行っている。

保険料等の令和 5 年度の収納済額は、健康保険保険料 11 兆 3913 億余円、厚生年金保険保険料 35 兆 1701 億余円、拠出金 6922 億余円、計 47 兆 2538 億余円に上っている。

(注1) 標準報酬月額 健康保険では第1級 58,000 円から第50級 1,390,000 円まで、厚生年金保険では第1級 88,000 円から第32級 650,000 円までの等級にそれぞれ区分されている。被保険者の標準報酬月額は、実際に支給される報酬月額をこの等級のいずれかに当てはめて決定される。

(注2) 標準賞与額 各被保険者の賞与額から千円未満の端数を切り捨てた額で、健康保険では1か年度の支給累計額で573万円、厚生年金保険では1か月の支給につき150万円がそれぞれ上限とされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、健康保険及び厚生年金保険に係る届け書の提出が適正に^(注3)なされているかなどに着眼して、9地域部(4年3月31日以前は10地域部)の管轄区域内に所在する124年金事務所が管轄する事業所の約154万事業主のうち、短時間就労者を多数使用している^(注3)と見込まれるなどの1,432事業主を選定するなどして、平成30年度から令和5年度までの間における保険料等の徴収の適否について検査した。

検査に当たっては、本省において機構本部から提出された保険料等の調査決定等の基礎となる書類により、また、124年金事務所において事業主から提出された健康保険及び厚生年金保険に係る届け書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に年金事務所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注3) 地域部 機構の本部に11(令和4年3月31日以前は15)の地域部が置かれており、管轄区域内における年金事務所の行う健康保険及び厚生年金保険の適用及び保険料の徴収、拠出金の徴収、厚生年金保険の保険給付等に係る管理及び指導等に関する事務を所掌している。

(2) 検査の結果

検査したところ、事業主が、被保険者資格取得届等を提出していなかった事態、被保険者資格取得届の資格取得年月日について事実と相違した年月日を記載している事態等が見受けられた。

このため、1,432事業主のうち、9地域部(4年3月31日以前は10地域部)の管轄区域内に所在する116年金事務所が管轄する688事業主について、徴収額が901,066,480円(健康保険保険料368,614,938円、厚生年金保険保険料522,210,624円、拠出金10,240,918円)不足していて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が制度を十分に理解していなかったなどのため、届出を適正に行っていなかったのに、116年金事務所においてこれについての調査確認及び指導が十分でなかったこと、また、本省において機構に対する監督が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

A会社は、サービス業の業務に従事する従業員17人を使用していた。同会社の事業主は、これらの従業員のうち8人については労働時間が短く常用的な使用でないとして、年金事務所に対して被保険者資格取得届を提出していなかった。

しかし、上記の8人について調査したところ、同会社は8人全員を常用的に使用しており、被保険者資格取得届を提出すべきであった。

このため、健康保険保険料3,829,666円、厚生年金保険保険料5,724,240円、拠出金111,208円、計9,665,114円が徴収不足となっていた。

なお、これらの徴収不足額については、本院の指摘により、全て徴収決定の処置が執られた。

これらの徴収不足額を地域部ごとに示すと次のとおりである。

地域部名	年金事務所	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数	徴収不足額			計
				健康保険料 千円	厚生年金保険料 千円	子ども・子育て拠出金 千円	
北海道	札幌東等13	81	33	10,093	16,043	315	26,452
北関東・信越	浦和等8	109	47	62,509	98,530	1,938	162,978
南関東第一	千代田等25	249	145	103,240	134,015	2,604	239,860
南関東第二	千葉等18	236	103	54,737	72,729	1,430	128,898
中部	静岡岡等12	183	82	19,063	22,960	451	42,475
近畿第一	和歌山東等3	79	38	9,331	12,946	254	22,532
近畿第二	三宮等9	82	40	40,608	62,084	1,221	103,914
四国	徳島南等8	146	74	14,668	22,377	440	37,486
九州	博多等20	230	126	54,362	80,521	1,583	136,466
計	116か所	1,395	688	368,614	522,210	10,240	901,066

物件・役務

- (63) 新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)の構築、運用等一式に係る契約において、医療機関等からの問合せ対応を行うコールセンターの運営について業務に従事した実態のない人数等に係る金額が請求されるなどしていたのに、確認が十分でなかったことなどのため、支払額が過大となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)感染症対策費
部局等	厚生労働本省
契約名	新型コロナウイルス感染症対策に係る情報収集センターの構築・運用等一式等2契約
契約の概要	医療機関の稼働状況等の情報を一元的に地方公共団体に提供するためのシステムの構築、運用等を行うものであり、その一環として、コールセンターの運営や医療機関等に対するライセンスの付与等を行うもの
契約の相手方	株式会社電通テック(令和4年4月1日以降は株式会社電通プロモーションプラス)
契約	令和2年5月ほか 契約2件 随意契約